

皮膚褥瘡外用薬学会 会則 (外用薬学会)

Japanese Society of Pharmacodermatology (Pharmderm)

第1章 総則

第1条 本会は、皮膚褥瘡外用薬学会と称する。

第2条 本会の所在地は事務局に設定する。事務局は東京都新宿区西新宿6-7-1
東京医科大学病院薬剤部とする。事務局の任期は3年とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、薬剤師に対して適正な外用療法の教育、啓発活動を行う。それをもって医療の質の向上と医療連携に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、特定非営利活動法人褥瘡サミットの多職種との連絡、連携に関する事業として、以下の事業を行う。

1. 年間で計画的な定例研究会を開催する。
2. その他本会発展のための必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会趣旨に賛同する薬学関係者（薬剤師・薬科大学教員など）、医療・福祉関係者（医師・看護師など）、その他関連業者とする。

第6条 会員を希望する者は、所定の申込書を世話人会に提出し承認を受けるものとする。

第7条 本会の退会を希望するものは、退会届を事務局に提出しなければならない。

第8条 会員資格の喪失は各項に当たる場合とする。

1. 退会
2. 会費未納（連続2年）
3. 死亡
4. 除名

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

代表	: 1名
副代表	: 2名
顧問	: 若干名
監事	: 2名
世話人	: 若干名

2. 代表は本会を代表し会務を統轄する。
3. 副代表は代表の会務を補佐する。
4. 顧問は本会の運営の補佐をする。ただし世話人会の議決権を有さない。
5. 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する。

- 第10条 代表は世話人の互選により選出される。任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 顧問は世話人会の承認を経て代表が任命する。任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 監事は世話人の互選により選出される。任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第11条 世話人は自・他薦を問わず申し出により、世話人会で承認を得た後に世話人となる。
2. 世話人は世話人会を組織し、本会の運営に関する重要事項を審議する。
3. 世話人の任期は3年とし再任を妨げない
- 第12条 世話人会において学術集会を主催する会長を選出する。会長は学術集会を主催し、当該年の世話人会に出席し、年次の学術集会の報告をする。

第5章 会 議

- 第13条 本会の会議は世話人会とする。
- 第14条 世話人会は世話人をもって構成される。
2. 会議は代表が招集し、世話人会を年1回以上開催する。
3. 世話人会にて事業計画、収支予算・決算、会則の変更、その他代表が必要と認める事項について議決する。
4. 世話人会の成立は、現在数の2分の1以上の世話人の出席を必要とする。やむをえない理由のため世話人会に出席できない世話人は、他の世話人を代理人として議決を委任することができる。
- 第15条 本会は必要に応じ委員会をおくことができる。
2. 委員会の設置および廃止は世話人会の議決によって行う。
3. 委員会の委員長および委員は世話人会の議を経て、代表が委嘱する。
4. 委員長および委員の任期は、任命した代表の在任期間とする。

第6章 会 計

- 第16条 本会の会計は会員の年会費ならびに事業に伴う収入をもって行う。
2. 本会の会計年度は、8月1日より7月31日までとする。
3. 会計は経理担当が行なう。年度終了後に会計監査を行い、世話人会にて収支報告する。

第7章 補 則

- 第17条 本会の会則を変更する場合は、世話人会の決議を得なければならない。

第8章 設 立

- 第18条 本会設立年月日は、2014年8月29日とする。

会則施行細則

- 第1条 年会費は2000円とする。

付 則

- この会則は、2014年8月29日をもって施行する。
- この会則は、2018年8月1日をもって改定する。
- この会則は、2019年2月10日をもって改定する。